

平成 29 年 6 月 30 日
全国健康保険協会

懲戒処分の公表について

全国健康保険協会は、平成 26 年 6 月から平成 29 年 6 月までの間に行った懲戒処分（戒告）を以下の通り公表します。

記

被処分者	処分 量定	処 分 年月日	事案の概要
支部職員 1 名	戒告	平成 26 年 6 月 23 日	業務上の目的であったとはいえ、管理者の許可なく保有個人情報を複製し、また、協会システム端末に USB メモリの不正接続等を行った。
支部職員 1 名	戒告	平成 28 年 2 月 18 日	加入者 1 名の個人情報を業務目的外で閲覧した。
支部職員 2 名	戒告	平成 28 年 9 月 21 日	必要なウイルスチェックを実施せず、権限のない職員に媒体の読み込みを行わせた等、所定の手順に従わずに事務処理を行った。
支部職員 2 名	戒告	平成 28 年 9 月 21 日	媒体読み込みの許可を得ず、必要なウイルスチェックを実施せずに媒体の読み込みを行った。
支部職員 2 名	戒告	平成 29 年 3 月 31 日	行為者 A は、職員の個人情報についてパスワードを設定せずに保存するなど、不適切に取り扱った。 行為者 B は、職員の個人情報を正当な理由なく保存したなど、不適切に取り扱った。

※ 全国健康保険協会では、職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇、降格又は停職である懲戒処分は、公表することとしています。（プライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等を除く。）なお、軽微な事案については、一定期間ごと一括して公表することとしています。